

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

中央支援学校高等部分教室の学校化及び
田島支援学校桜校の本校化について

資料 「中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化について」

令和8年8月27日
教育委員会事務局

学校教育部支援教育課 担当

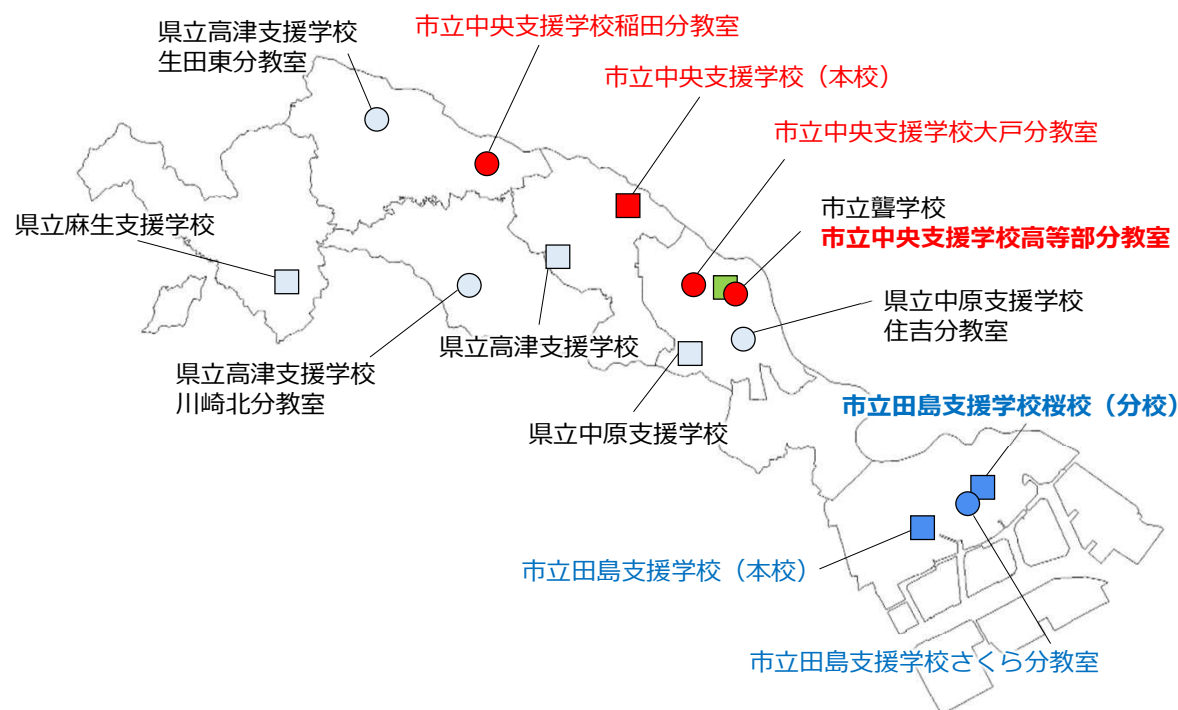
1 総合計画等における位置付け

川崎市総合計画第4期実施計画及びかわさき教育プラン第1期実施計画において、**中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化**について位置付け、**令和10年度**に向けて学校化・本校化を計画的に推進

川崎市総合計画第4期実施計画 抜粋

施策 2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応		
計画期間の主な取組		
事務事業名	取組内容	主なアウトプット
特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援等を進めるとともに、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備や医ケア拠点校としての取組を進め、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築に取り組めます。	- 中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化（R10年度） - 市立学校における医療的ケア児の受け入れ（毎年度）

川崎市内の特別支援学校等



学校化・本校化について

- “学校化”とは、学校教育法上に定める学校にすること。



- “本校化”とは、独立した学校にすること。校長等を置くことができる。



本 校	学校教育法第1条に規定する特別支援学校。分校、分教室の設置可
分 校	学校教育法第1条に規定する特別支援学校。地理的・運営上の理由で、本校とは別の場所に設置された学校施設。分校に校長を置くことはできない。
分教室	学校教育法第1条に規定する特別支援学校ではなく、本校とは別に設置されている教室

2 学校化・本校化の検討に至る背景

マネジメント体制に関する課題

- 本市では、市立特別支援学校を4校設置（分校含む）。本校とは別に、分校及び分教室等を分散設置
- 分校及び分教室には校長を配置することはできないことから、校長が巡回しているものの、分校及び分教室等では、多くの時間を校長不在の状態で学校を管理・運営
- 中央支援学校については、5か所に分散している中で、児童生徒数及び教職員数が多く、管理運営体制に課題が生じている。
- 田島支援学校桜校については、H18年度より、川崎市域の医療的ケアの拠点校として位置付けており、喀痰吸引、経管栄養等の特定行為に加え、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れ、校長不在の際、救急搬送等の緊急対応や判断を要する案件への迅速な対応が課題となっている。
- また、中央支援学校及び田島支援学校の高等部では、障害による行動上の指導に加え、家庭環境等に起因する生徒指導上の対応も多く、警察や児童相談所等と連携する事案も発生しており、校長不在の状態では迅速な判断・対応が課題となっている。

R8.5月現在

校名	施設	学部	障害種別	児童生徒数
中央支援学校	本校	中学部	知的障害	193人
		高等部	知的障害	
	大戸分教室	小学部	知的障害・肢体不自由	44人
	稲田分教室	小学部	知的障害・肢体不自由	20人
	訪問部(東横恵愛病院内)	小学部	病弱	5人
		中学部	身体虚弱	
	高等部分教室	高等部	知的障害	63人
田島支援学校	本校	高等部	知的障害・肢体不自由	159人
	桜校（分校）	小学部	知的障害・肢体不自由	120人
		中学部		
	さくら分教室	小学部	知的障害・肢体不自由	9人
聾学校	本校	幼・小・中・高	聴覚障害	47人

R10年度

学校化及び本校化によるマネジメント体制の強化

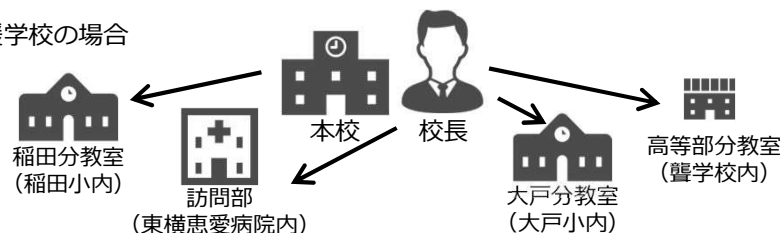
中央支援学校高等部分教室の学校化
田島支援学校桜校の本校化

各校に校長配置

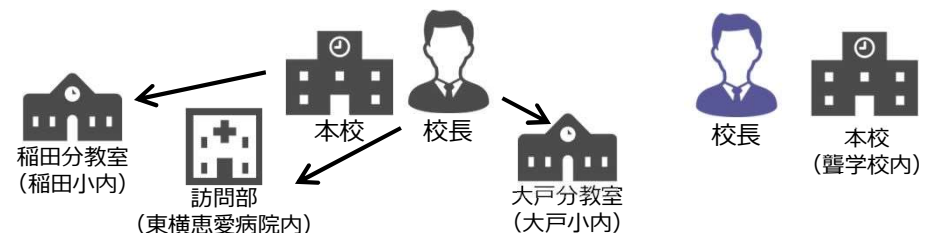
マネジメント体制の強化

※中央支援学校大戸分教室及び稲田分教室では、合わせて教頭1人の配置であったが、R8年度から各分教室に教頭を配置し、一部マネジメント改善

中央支援学校の場合



学校化



3 中央支援学校高等部分教室を取り巻く現状

小・中特別支援学級における自閉症・情緒障害学級在籍児童生徒数の増

- 本市の小学校・中学校の特別支援学級の児童生徒のうち、**自閉症・情緒障害学級在籍児童生徒数が増加**。**全体の半数を超える**状況が継続

療育手帳 B 2（軽度）を取得している児童生徒の増

- 本市の療育手帳取得者は増加傾向にあり、特に、**B2（軽度）の手帳取得者の増加**が顕著

中学校特別支援学級卒業生の進路の多様化

- 特別支援学校高等部には、県内の中学校における特別支援学級卒業生の約 8 割が進学していたが、R 5 年度以降は約 5 割にまで減少
- インクルーシブ教育実践推進校をはじめ、通信制や定時制高校など**進路先の選択肢が拡大**したことにより、進路が多様化

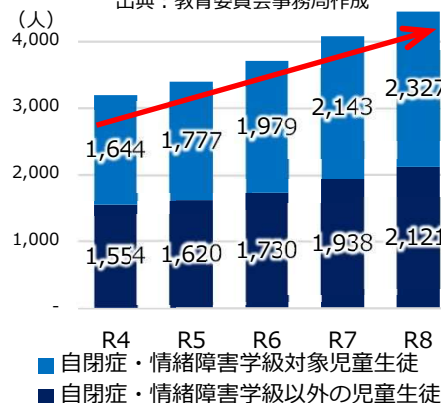
中央支援学校高等部分教室では、従来の知的障害のほか、発達障害等による**情緒面の支援が必要な生徒が増加する**など、**生徒の実態が多様化**

中央支援学校高等部分教室卒業生の進路の多様化

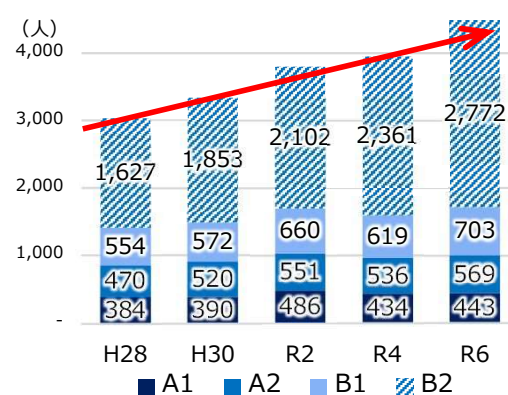
- 中央支援学校高等部分教室は、これまで**企業就労に特化した教育目標**としてきたが、近年、企業就労だけでなく、就労移行支援事業への入所など、**卒業後の進路先が多様化**

中央支援学校高等部分教室の教育目標と、在籍生徒の教育的ニーズとの間に齟齬が生じている。

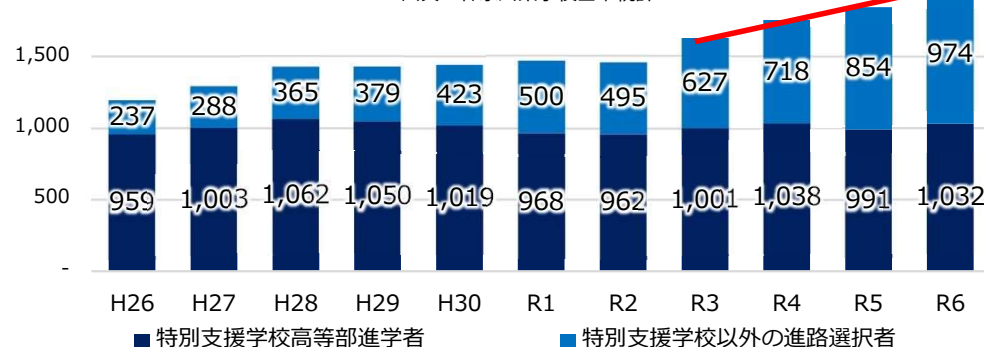
市内の小・中特別支援学級における
自閉症・情緒障害学級対象児童生徒数の推移
出典：教育委員会事務局作成



市内の療育手帳取得者数（18歳未満）の推移
出典：川崎市健康福祉年報



県内における中学校特別支援学級卒業生の進路選択の推移
出典：神奈川県学校基本統計



中央支援学校高等部分教室卒業生進路状況の変化 出典：教育委員会事務局作成

進路先	H30	R7
就労	14	10
就労移行・就労継続AB	0	6
能力開発施設	1	0
生活介護・自立訓練	0	1
その他	0	2

（単位：人）

中央支援学校高等部分教室の学校化に当たっては、生徒の教育的ニーズを踏まえて、学校教育目標等の見直しを図る。

4 学校化・本校化に当たっての今後の検討事項

今後の検討事項（中央支援学校高等部分教室及び田島支援学校桜校共通）

- 多様化する生徒の実態に合わせ、一人ひとりの特性や希望に応じた学びの実現＆多様な自己実現を支える学校づくりに向けて、学校化及び本校化に当たっては、今後、①学校教育目標等、②学校名案、③校章・校歌、④入学者選抜方針（中央支援学校高等部分教室のみ）の決定、⑤学校設置条例改正手続のほか、⑥県立特別支援学校の新規整備に伴う調整等の取組を進めていく。

1 学校教育目標等

【中央支援学校高等部分教室の学校教育目標等】

- 分教室であるため、教育目標を除き、中央支援学校（本校）と教育理念及びめざす児童生徒像は、現在共通。一方で、在籍生徒の障害特性の変化や卒業後の進路希望が多様化
- これまでの企業就労に加え、福祉的就労や就労に至らない場合など、多様な進路を支える教育の充実が必要であることから、生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、多様な自己実現を支える学校づくりを目指し、新たに教育理念等を定め、学校教育目標等を見直すとともに、新たな教育課程の編成や募集生徒数の拡大を図る。

【現在の学校教育目標等】

項目	内容
教育理念 【本校と共通】	教職員全員で創る中央支援学校の教育～安心安全で信頼される学校～
高等部分教室教育目標	① 企業就労に必要な知識・技能・態度を養い、職業自立ができる力を育てる ② 地域・社会で生きるための課題解決及び自己表現の力を育てる ③ 健康安全への意識を高め、それぞれの生活習慣を確立し、自己管理できる力を育てる ④ 自他ともに認め合い大切にできる、豊かな心を育てる
めざす児童生徒像 【本校と共通】	自分を大切に、友だちを大切にする児童生徒＜自己理解＞ 自分の好きなこと、得意なことを大切にする児童生徒＜自己選択＞ 自分の未来を大切にする児童生徒＜自己決定＞

【新たな学校教育目標等】

項目	内容
教育理念	生徒主体・探究・キャリア発達・地域協働
学校教育目標	「考え、関わり、行動し、共に未来を創る」
めざす児童生徒像	問いを立て、自分の考えを見つける/互いの違いを尊重し、表現し、高め合う/地域で社会参加し活躍する市民となる

【教育課程の編成】

生徒一人ひとりの特性や希望に応じた個別最適な学びを実現するため、企業就労をはじめとした社会的自立に必要な力を育成する「（仮称）就業技術コース」と、自立活動に重点を置き、基本的な生活習慣の習得に取り組む「（仮称）能力開発コース」の2コース制を導入、教育の一層の充実を図る。

（仮称）就業技術コース

- これまで培ってきた、企業就労を中心とした教育実践を発展
- 働くために必要な知識・技能を習得
- 地域との連携や探究活動を重視

（仮称）能力開発コース

- 自立活動に重点
- 生活や働くために必要な基礎的学力の向上

募集生徒数の拡大

24人
→32人

4 学校化・本校化に当たっての今後の検討事項

【田島支援学校桜校の学校教育目標等】

- 分校であるため、学校教育目標を除き、田島支援学校（本校）と教育理念及びめざす生徒像は、現在共通
- 本校から独立し、小学部・中学部のみの特別支援学校となるが、現在の児童生徒及び地域の実態に適合していることから、本校化に伴う変更は行わない。
- 本校との連携を継続しながら、これまで培ってきた教育的な知見や実践を基盤とした学校運営を行い、教育の充実を図る。

項目	内容
教育理念	豊かなかかわり合いを通して育ち合う ～相互輔生（互いに優しく、互いに育ち合う）の関係を構築します～
学校教育目標	・自分の気持ちが伝わり、分かり合える経験を通して、自分を大切にする力を育てる ・基本的な生活習慣、基礎的な知識・技能を身に付け、自立して生きる力を育てる ・人やもの、自然や社会とのかかわりを通して共に生きる力を育てる ・自ら考え決定する経験を通して、豊かに生きる力を育てる。 ・自らの「からだ」と「感じる心」を大切にし、健やかに生きる力を育てる
めざす児童生徒像	「自分のことを大切に思う子」 （１）自ら周りに働きかける子 （２）人を愛し、人から愛される子 （３）豊かに活動する子

2 学校名案

- 地名や現校名など、地域と調和した名称を検討し、R9年2月の教育委員会会議で決定予定

3 校章・校歌

- 児童生徒が関わりながら各学校で検討を進めていく。

4 入学者選抜方針（中央支援学校高等部分教室のみ）

- R9年2月の教育委員会会議で入学者選抜方針を決定し、R9年6月の教育委員会会議で要綱として決定予定

5 学校設置条例改正

- R9年2月の教育委員会会議で改正の方針を審議、R9年3月の市議会に議案として提出予定

6 県立特別支援学校の新規整備に伴う調整

- R11年4月に幸区河原町に県立特別支援学校が新たに開校することから、今後、県と連携しながら、通学区域やスクールバスの運行区域等を調整予定

5 今後のスケジュール

- R8年 8月18日 教育委員会会議
- R8年 8月27日 文教委員会
- R8年10月16日 現小5向け説明（田島支援学校）
- R8年11月11日 現中2向け説明（中央支援学校）
- ①学校教育目標等

- R9年2月 教育委員会会議
文教委員会
- R9年3月 川崎市議会
- R9年6月 教育委員会会議
- R10年4月 学校化・本校化

- ②学校名案
- ④入学者選抜方針
- ⑤学校設置条例改正方針
- ⑥県立支援学校設立に伴う調整状況
- ⑤学校設置条例改正案議案提出
- ④入学者選抜要綱の決定